

道路占用許可電子申請システム

〈直轄国道版〉

電子申請システムを利用するためには

1 パソコン等機器の準備とインターネット接続の準備

- ・パソコン、スキャナ等を用意
- ・インターネット接続環境を準備
- ・数値地図を入手(任意)

2 利用者ID/パスワードの入手

- ・電子申請受付センターのホームページにアクセス
- ・利用申込書をダウンロード
- ・利用申込書に記入し、電子申請受付センターに郵送
- ・利用者ID/パスワードを郵送にて受領

3 申請書類作成ソフトの準備～完了

- ・電子申請受付センターのホームページにアクセス
- ・マニュアル、申請書類作成ソフトをダウンロード
- ・パソコンに申請書類作成ソフトをインストール
- ・占用物件リストのダウンロード

4 電子申請システム利用開始

- ・占用許可申請書の作成～送信
- ・許可書の受領等

※本システムを利用するには、以下の環境が必要です。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■パソコン ・OS:Windows 98、NT4.0、2000、XP ・CPU:1.0GHz以上(推奨) ・メモリ:128MB以上(推奨) ・ハードディスク:200MB以上の空き容量が必要 ・WWWブラウザ:NetcapeNavigator4.75以上、Internet Explorer6.0以上 ・Acrobat Reader6.0以上 | <ul style="list-style-type: none"> ■イメージスキャナ(A3、A4) ■プリンタ ■インターネット接続環境 ■数値地図(任意) |
|--|--|
- ※上記に追加して、インターネットを利用する場合は、その利用者の環境に、IPアドレスが設定されています。

システム利用申込み(利用者ID/パスワード発行)及び問合せ先

問合せ先

道路占用許可電子申請受付センター

☎(0120)161491 FAX:(03)3511-0365 E-mail:shinsei@roadic.or.jp

道路占用許可電子申請受付センターのホームページ

URL <https://www.shinsei.roadic.or.jp/>

国土交通省道路局ホームページからリンクすることができます。

URL <http://www.mlit.go.jp/road/>



国土交通省

東北地方整備局	路政課	TEL:(022)225-2171	中国地方整備局	路政課	TEL:(082)221-9231
関東地方整備局	路政課	TEL:(048)600-1340	四国地方整備局	路政課	TEL:(087)851-8061
北陸地方整備局	路政課	TEL:(025)370-6737	九州地方整備局	路政課	TEL:(092)471-6331
中部地方整備局	路政課	TEL:(052)953-8166	北海道開発局	建設行政課	TEL:(011)709-2311
近畿地方整備局	路政課	TEL:(06)6942-1141	沖縄総合事務局	建設行政課	TEL:(098)866-0091

(2006.3)

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

政府は、ITの活用により世界的規模で生じている社会経済の変化に的確に対応するため、「e-Japan戦略」（平成13年1月22日「IT戦略本部決定」において「我が国が5年以内（平成17年）に世界最先端のIT国家となる」という目標を掲げ、これを確実に達成するため、これまでに「e-Japan重点計画」等を策定し、「電子政府の実現」及び「電子自治体の構築」を、重要な施策の一つに位置付け、電子化を推進しております。

この方針を踏まえ、国土交通省では、直轄国道（国が管理する道路）における道路占用許可申請手続については、インターネットを活用して、公益物件（水道、下水道、ガス、電気、通信など）を対象とする「道路占用許可電子申請システム」を構築し、平成13年2月より運用を開始しています。

これまで、道路占用許可申請手続を行う場合、申請者の方は、道路を管理する事務所（出張所）の窓口へ直接出向いて申請手続や届出書の提出を行う必要がありましたが、「道路占用許可電子申請システム」を利用することにより、窓口に出向くことなく、パソコンから、申請手続や届出書の提出ができるようになりました。これによって申請にかかる時間や労力が大幅に削減できます。

是非、ご利用いただけますようお願いいたします。

電子申請は、従来の紙申請に比べ、こんなに便利になります。



道路占用許可電子申請システムのご利用については、下記2のインターネット・ホームページにより、手続の詳細を紹介しています。

<https://www.shinsei.roadic.or.jp/>

道路占用許可電子申請システムについて

1.対象となる申請業務

直轄国道における以下の公益物件の道路占用許可申請手続（新規、変更、更新）に関する一連の業務

- ・電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、その他これらに類する工作物
- ・水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件 等

2.可能となる業務

● 占用許可申請書及び添付書類[※]の作成・提出

※添付書類についてはメール送信の他、①別途送付 ②事前協議時に渡すことができます。

● 以下の届出書の作成・提出

- ・廃止 ・一般承継 ・名称変更 ・住所変更 ・物件の保守
- ・占用物件の軽易な変更 ・緊急工事 ・試掘 ・着手届 ・完了届

● その他

- ・道路管理者側の審査状況・決裁状況・補正要求の有無等の進捗状況が確認できます。
- ・許可書については、ダウンロードにより写しが取得できます。
- ・補正要求に対する回答が提出できます。

道路占用許可電子申請システムの構成

